

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 労働者福祉・共済 | 労働金庫 | 借金整理のすすめ（出資法と利息制限法）

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

協同組合

労福協

労働金庫

全労済

県生協連

勤労者信用基金協会

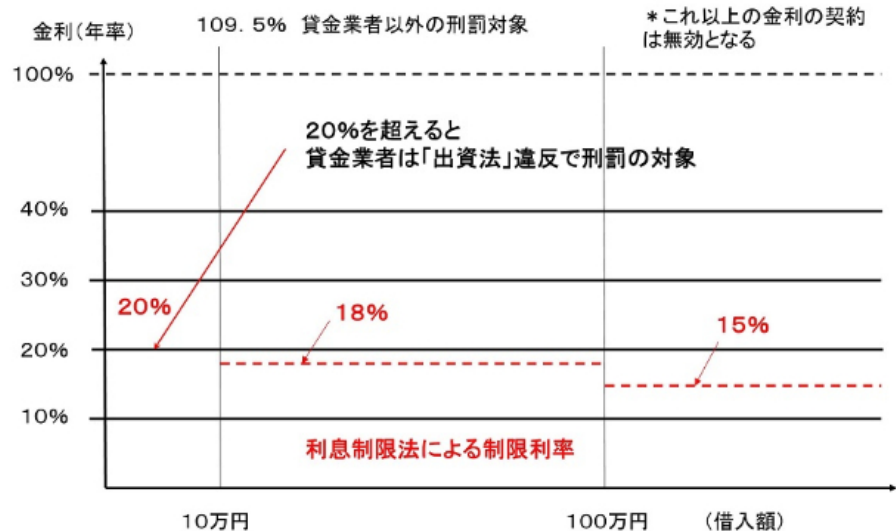
年金福祉協会

福祉基金協会

ユニオントラベル

教育カリキュラム

借金整理のすすめ（出資法と利息制限法）



🔍 キーワード検索はこちら

お金の貸し借りはいくつかの法律によって定められています。もちろん借りたものは返さなくてはならないのが道理ですが、金利に一定の制限を設けなければ、立場の弱い借主が、法外な高金利にさらされ、借金地獄に陥る危険が十分に考えられます。

その金利を定めた法律には「出資法」と「利息制限法」とがあります。

出資法第5条では次のように定められています。

（高金利の処罰）

第五条

金銭の貸付けを行う者が、年109.5パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年20パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年109.5パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

元本に付する利息は、

その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

出資法では罰則が定められていますが、利息制限法は利息の上限のみを定める法律です。

利息制限法第1条です。

(利息の制限)

第一条

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 1 元本の額が10万円未満の場合 年20パーセント
- 2 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年18パーセント
- 3 元本の額が100万円以上の場合 年15パーセント

利息制限法は利息の利率の上限を定めている法律のため借主を守るための法律と言えます。

出資法では利息の利率の上限を超えた場合、厳しい罰則の対象となります。

つまり、これは貸主側の金融業者のための法律と言えます。

利用者に貸付をする時は必ずこの上限利率を守りなさいという法律です。

現在は出資法改正により、貸金業者が年20%を超える上限金利を設定することはありませんが、昔は違いました。

出資法の上限金利の推移を見てみましょう。

1954年出資法制定時～109.5%

1983年11月～73%

1986年11月～54.75%

1991年11月～40.04%

2000年6月～29.2%

2010年6月～20%

2010年の改正をもって出資法と利息制限法の上限金利の間で問題となっていた「グレーゾーン金利」がようやく撤廃されました。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE [ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.